

札幌市火災予防条例の一部を改正する条例案

令和5年（2023年）6月12日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市火災予防条例の一部を改正する条例

札幌市火災予防条例（昭和48年条例第34号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第15条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下この項において同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。同項において同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。同項において同じ。）により構成されるものをいう。同項において同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下この条及び第66条第1項第10号において」に改め、同項第1号中「を屋外」を「のうち、屋外」に、「場合」を「もの」に改め、同号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

- (2) 第15条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

(3) 第15条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

(4) 第27条第3項第2号中「標識の設置」の次に「(健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第27条第3項第2号の改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第15条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 改正後の第27条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第4条第1項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」とする。

(理 由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理等に関する基準を定める消防法関係省令の一部改正に伴い、急速充電設備について、船舶、航空機等に充電するものを新たに対象とするとともに、全出力の上限を撤廃するほか、設備の形態に応じた基準を定める等のため、本案を提出する。